

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 後期高齢者医療保険料の減免について

宮城県後期高齢者医療広域連合

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

保険料の減免の対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、下記に記載の「保険料が一部減額される具体的な要件」
(1) ~ (3) の全てに該当する方 ⇒ **保険料の一部を減額**

減免する保険料

令和5年3月に後期高齢者医療保険の資格を取得したことによって算出される令和4年度相当分の保険料であって、令和5年4月以降に納期限が設定されている保険料

保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和4年中の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少した** 場合
- (2) **令和3年の所得の合計額が1,000万円以下** であること
- (3) **収入減少した種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下** であること

減免申請について

- 申請期限：令和5年6月30日（金）まで
- 申請窓口：お住まいの市区町村の後期高齢者医療保険料の担当窓口

申請に必要な書類の主な例

- ① 主たる生計維持者の死亡又は、重篤な傷病
 - 診断書、入院勧告書、退院証明書 など
- ② 主たる生計維持者の収入減少
 - 主たる生計維持者及び同一世帯の被保険者全員の令和3年中の収入額及び所得額がわかるもの（確定申告書、住民税申告書、収支内訳書の写しなど）
 - 主たる生計維持者の令和4年中の収入がわかるもの
 - 国や自治体から支給される各種給付金等を受け取った場合は、その金額がわかるもの
 - 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、税務署に提出する廃業届、異動届の控え、雇用保険の受給資格者証 など

減免額の計算方法

保険料の減免額は、減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）	所得の合計額に応じた減免割合（D）
A：被保険者の方の保険料額 B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額 C：世帯の令和3年の所得の合計額（※1） （※1）世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額	主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、 300万円以下の場合：全部（10分の10） 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2 ※ 主たる生計維持者の事業の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

※所得とは：収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

ご自身が減免の対象となるか、その場合どのような書類が必要かについての詳細は、お住まいの市区町村または、宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課にお問い合わせください。

宮城県後期高齢者医療広域連合 保険料課

☎022-266-1021

※減免の申請は、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」へお願いします